

## 埋蔵文化財の取扱いについて

平成12年5月8日  
例規(会)第21号  
警察本部長

〔沿革〕 平成15年9月例規(会)第27号 平成18年4月例規(会)第19号  
平成19年11月例規(会)第86号

各部長・参事官・所属長

埋蔵文化財は、歴史上又は芸術上貴重な資料であり、永年土中等に埋蔵されていたことからき損しやすいため、通常の遺失物とその取扱いが異なることから、みだしの取扱いを次のとおり定め、平成12年4月1日から適用することとしたので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 埋蔵文化財の範囲

- (1) 石器、骨角器等旧石器時代に属するもの
- (2) 土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの
- (3) 土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの
- (4) 鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの
- (5) 瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壺、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの

#### 2 埋蔵物の発見届の受理

##### (1) 受理手続き

署長は、埋蔵物の発見届を受理したときは、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第2条に準じた取扱いを行い、拾得物件預り書(以下「預り書」という。)を交付し、拾得物件出納簿(以下「出納簿」という。)に記載する。この場合の受理は、埋蔵物発見届(以下「発見届」という。)1件につき1枚の預り書を作成した上、発見届は拾得物件控書(以下「控書」という。)に添付しておくこと。

なお、発見された埋蔵物が、学術上・研究上支障があることなどにより現品の差出しを受けることが困難なときは、発見届を提出させることにより現品の差出しを受けたものとして取扱うこと。

##### (2) 公告

署長は、埋蔵物の差出しを受けたときは、遺失物法第7条第1項の規定による公告をすること。

#### 3 埋蔵文化財の鑑査

- (1) 署長は、差し出された埋蔵物が文化財と認められるときは、埋蔵文化財提出書(以下「提出書」という。)により県本部会計課長を経由して、県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の規定による指定都市若しくは同法第252条の22第1項の規定による中核市の教育委員会教育長(以下「県教育長等」という。)に提出し、鑑査を受けること。

##### (2) 鑑査結果に対する措置

ア 埋蔵文化財と認定された場合

埋蔵物が鑑査の結果、埋蔵文化財と認定され、県教育長等から埋蔵文化財認定書（以下「認定書」という。）により通知を受けた場合は、埋蔵物発見届出者（以下「届出者」という。）に通知し、預り書の返還を求めること。この場合、認定書及び返還を受けた預り書は、民法第241条の規定に基づく法定期間満了日まで控書に仮添付しておくこと。

イ 埋蔵文化財と認定されなかった場合

鑑査の結果、埋蔵文化財と認定されなかった場合は、届出者に通知し、その他の拾得物件と同様に取扱うこと。

4 保管

埋蔵文化財、その他の埋蔵物は、遺失物法の規定に基づき公告したのち6か月間保管をすること。

5 払出

(1) 埋蔵文化財と認定されたもので所有者が判明した場合

署長は、埋蔵文化財と認定された物件のうち、所有者が判明し、その所有者から当該物件の返還請求があったときは、県教育長等に当該物件の返還を請求し、返還を受けた後に遺失物法に基づき所有権者に返還すること。この場合、所有権者の認定は慎重に行うこと。

(2) 埋蔵文化財と認定されたもので所有者が判明しない場合

署長は、埋蔵文化財と認定された物件を法定期間保管し、その間に所有者が判明しなかったものについては、法定期間満了日の翌日をもって出納簿から払い出すこと。この場合、受領書は不要とするが、既に返還されている預り書の下部余白に「県帰属期日」を記載し、認定書とともに払出証拠書類として編冊すること。

また、出納簿の記載は「文化財保護法により県帰属」とし、控書の払出区分は「県(国)に引渡し」とすること。

(3) 埋蔵文化財と認定されなかった場合

埋蔵文化財と認定されなかった物件については、一般の遺失物と同様に所有者若しくは届出者に返還又は引渡しを行い、その旨を出納簿及び控書に記載し、払出証拠書類として編冊すること。

6 その他

(1) 埋蔵文化財保管書は、発見届の余白に保管先が記載されることになり廃止された。

(2) 埋蔵文化財の鑑査に必要な提出書類は、提出書2部、発見届2部とする。

(3) 個人から埋蔵文化財と認められる物件の差出しを受けたときは、あらかじめ差出者に当該物件の処置並びに所有者が判明しない場合の帰属先について教示すること。

(4) 県教育長等から文化財保護法（昭和25年法律第214号）第100条の規定による自らの発掘により文化財を発見した旨の通知（以下「発見通知」という。）を受けたときは、前記2の「発見届」を「発見通知」と読み替えて取り扱うこととする。ただし、預り書は交付せず、控書に仮添付しておくこと。

なお、当該物件については、同法第100条の規定により、通知者が保管することとなる。

(5) 前記(4)による物件は文化財であることから、前記3の手続は要しないこと。

(6) 前記(4)による物件を払い出す場合は、前記5(1)及び(2)の規定を準用すること。